

安全衛生表彰規程

昭和 41 年 9 月 1 日制定
昭和 46 年 10 月 1 日改正
昭和 48 年 7 月 1 日改正
昭和 54 年 9 月 1 日改正
平成 13 年 6 月 11 日改正
平成 26 年 6 月 1 日改正

(表彰の種類)

第 1 条 会長は、陸上貨物運送事業における労働災害防止に著しく貢献した事業場、
団体及び個人についてこの規程に基づき表彰を行う。

第 2 条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- 一 事業場賞 (優良賞、進歩賞)
- 二 団体賞
- 三 個人賞 (功労賞、功績賞)

(事業場賞)

第 3 条 事業場賞は、次のとおりとする。

- 優良賞 安全成績及び労働衛生管理が著しく良好であって、他の模範と認められる
事業場に対する表彰とする。
- 進歩賞 安全成績及び労働衛生管理が前項の基準に達しないが、安全活動を熱心に
実施し、又は労働衛生管理の改善向上に努力し、その効果が著しい事業場
に対する表彰とする。

(団体賞)

第 4 条 団体賞は、労働災害防止活動を活発に推進し、地域の関係事業場の安全・衛
生水準の向上に顕著な功績のあった団体等に対する表彰とする。

(個人賞)

第 5 条 個人賞は、次のとおりとする。

- 功労賞 長年にわたり、陸上貨物運送事業の労働災害防止活動に尽くし、安全衛生
水準の向上に著しく功労があった者に対する表彰とする。
- 功績賞 労働災害防止活動を活発に実践し、当該地区若しくは関係事業場の安全衛
生水準の向上に功績があった者、又は陸上貨物運送事業における労働災害
の防止に効果のある発明若しくは考案をした者に対する表彰とする。

(表彰の推薦)

第 6 条 表彰は、それぞれの所属する支部の推薦に基づき、表彰審査委員会の審査を
経るものとする。ただし、特に本部が必要と認めた者及び支部の表彰については、
支部の推薦を要しないものとする。

(他の表彰との関係)

第 7 条 労働災害防止に関し、内閣総理大臣又は厚生労働大臣より表彰を受けた者については、この規程による表彰は、これを行わない。

2 この規程により表彰を受けた者については、重ねて同一の表彰を行わない。

第 8 条 内閣総理大臣又は厚生労働大臣がその年度において表彰した者に対しては、会長がこれを顕彰する。

(表彰基準等)

第 9 条 この規程による表彰基準並びに表彰審査委員会の組織及び運営については、別に定める。

附 則

この規程は、昭和 41 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。